

令和9年度 地域活動スタートアップ助成事業募集要項

地域活動スタートアップ助成事業は、地域社会が抱える課題に対し、町民が自発的に取り組もうとする新たな地域活動を支援し、協働のまちづくりを推進するための制度です。この制度を活用し、新たにまちづくりに参加していただける団体を募集します。

- 対象団体 地域が抱える課題の解決に向けて、教育、福祉、文化、芸術、産業、地域コミュニティ等の分野において町民の福祉に寄与する新たな地域活動を自主的・自立的に行おうとする団体であって、かつ、設立から2年未満で、**活動実績のある3人**以上の町民（在勤、在学、在活動を含む）で構成される団体。
※今後も活動を継続する見込みがあり、営利事業、政治的または宗教的活動等を目的としない団体とします。
- 募集期間 **令和8年8月3日（月）** から **9月4日（金）** まで <令和9年度交付分>
- 受付窓口 協働推進課に次の書類をご提出ください。
- 提出書類
 - ① 大井町地域活動スタートアップ助成事業補助金交付申請書
 - ② 団体調書（申請団体の会員数及び活動内容等を記載した書類）
 - ③ 交付年度（**令和9年度**）の事業計画書（案）
 - ④ 交付年度（**令和9年度**）の収支予算書（案）※①～④については町の書式を使用してください。その他に会則や会員名簿などの必要書類を提出していただく場合があります。
- 交付条件 次の場合は、制度を利用できません。
 - ① 営利を目的とする活動
 - ② 政治的または宗教的活動等を目的する場合
 - ③ 他の補助金を受けている場合、もしくは補助金以外の財政的支援（施設使用料の減免など）を受けている場合
- 交付期間 原則として2年間まで。
※3年目以降、継続して助成を希望される場合は、補助金公募制度をご活用ください。
- 助成額 1団体につき10万円を限度とし、予算の範囲内において交付します。
- 対象経費 地域活動を実施するために必要な経費（講師謝礼、事務用品、印刷製本費、会場使用料、備品購入費など）。ただし、団体の維持・運営に要する経費（人件費、食糧費など）は対象外。
※交付決定となった団体は、原則として各施設使用料の減免対象から除外されます。
- 審査等 「補助金等審査委員会」により事業内容を総合的に評価し、審査・選考を行います。
第1次審査として、書類審査を行います。また、第2次審査として、審査委員会において、申請団体による事業内容のプレゼンテーションを実施します。
審査後、審査委員会が町長に提言書を提出します。これを受けて、町長が査定を行い、議会に予算案を提出、議決を経て、交付・不交付及び金額が決定されます。
※審査基準は「公共性・公益性」、「実現性」、「期待する効果」、「発展継続性」を重視します。
- 交付請求 **令和9年4月1日**以降に交付決定通知書の写しを添えて請求していただきます。
- 実績報告 補助金の交付を受けた団体には、事業の実績報告書・収支決算書を提出していただきます。
なお、実際の活動内容によっては、補助金の返還を求める場合があります。
- 変更申請 事業内容に変更を加えるときや事業を中止するときは、変更交付申請または中止届の提出が必要です。

ご不明な点は、協働推進課（85-5004）までお問い合わせください。